

# 日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度について

保健室では、学校管理下でのけが等で医療機関に受診した際の医療費の給付を受けられる「日本スポーツ振興センター災害共済制度」の手続きを行っています。学校でのけがで受診された際、窓口で1500円以上の支払い(調剤含む)があった場合は給付対象になりますので担任にご連絡ください。保健室から必要書類をお渡しいたします。高額療養費や入院時食事療養費も対象となります。

\*学校でのけがでは、医療費の「受給券」は使用せず3割負担での支払いをお願いします。(医療費窓口支払い1500円(保険点数500点)以下は受給券をご使用ください。)

\*本年度の加入更新時期となっております。掛金460円は、5月の学校費引き落としで集金させていただきます。

## ◎請求期限

その給付事由が発生した日(医療費の場合は受診日)から2年間となります。

### (学校管理下とは)

教育課程に基づく授業中、休憩時間中、通常経路による登下校中、修学旅行や林間学校等の校外学習中、教育計画に基づいて行われる部活動中などを指します。

### (給付対象とならないもの)

○学校の管理下外の災害によって負傷や疾病を受けた場合

○同一の災害に対する保険診療による総医療費が5,000円未満の場合

(窓口で支払う3割の自己負担が1,500円未満の場合)

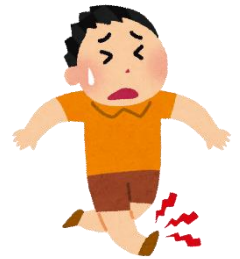
○保険外診療の場合(文書料等含む)

○同一の災害に対して、初診日から10年を経過したもの

○風水害、震災その他非常災害による場合

○災害の発生から2年間、請求を行わなかった場合 他

※交通事故等、第三者の行為によって生じた災害により、同一の事由で損害賠償を受けた場合、賠償金額によっては給付されないことがあります。



## ◎医療費の給付額

保険診療で治療を受けた場合、総医療費(柔道整復師の施術に係る費用の額は、センターと日本柔道整復師会との協定額)の3割が個人負担、7割が保険負担となります。センターからは、個人負担に付加給付(総医療費の1割)を加えた金額が給付されます。

### (給付額の計算方法)

例：総医療費が10,000円(自己負担額は3,000円)の場合

個人負担：3,000円(総医療費の3割)

付加給付：1,000円(総医療費の1割)

給付総額：4,000円(個人負担と付加給付の合計)

※高額療養費の対象となる場合は、自己負担限度額(所得区分により限度額が定められています。)に保険診療の医療費総額の1割を加算した額が給付されます。

## ◎障害見舞金

学校の管理下での負傷又は疾病が治った後に後遺障害が残った場合は、その程度に応じて、第1級から第14級までの範囲で給付されます。(登下校中の災害については半額)

## ◎死亡見舞金

学校の管理下の災害により死亡した場合及び管理下で発症した疾病が直接の原因となって死亡した場合に給付されます。(運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の災害については半額)

掛金の納入や請求の方法などについては、保健室へお問い合わせ下さい。

制度に関するお問い合わせ先：柏市教育委員会学校保健課

電話 04-7190-5781